

令和5年度特別区競馬組合一般会計予算

(総則)

第1条 令和5年度特別区競馬組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間開催日数 98日
- (2) 発売場所
大井本場、オフト後樂園、オフト汐留、オフト京王閣、オフトひたちなか、オフト大郷、新潟地区、益田、オフト伊勢崎、山形地区、SPAT4、浦和、船橋地区、川崎地区、北海道地区(道営)、北海道地区(ばんえい)、岩手地区、金沢、笠松地区、愛知地区、兵庫地区、高知地区、佐賀地区、BAOO東日本、BAOO西日本、オッズパーク、楽天競馬、JRAネット投票
- (3) 総利用人員 2,351万6,600人
(うち大井競馬場入場者数 30万7,500人)
- (4) 大井競馬場において施行する競走数 1,157競走
- (5) 他場本場における大井競馬場及び専用場外発売所場外発売
浦和本場、船橋本場、川崎本場、広域本場、JRA本場

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | 収 | 入 |
|---------------|---|---------------|
| 第1款 営業収益 | | 200,821,795千円 |
| 第1項 競馬開催収益 | | 190,871,080千円 |
| 第2項 場外業務収益 | | 9,825,776千円 |
| 第3項 その他営業収益 | | 124,939千円 |
| 第2款 営業外収益 | | 548,166千円 |
| 第1項 受取利息及び配当金 | | 331,055千円 |
| 第2項 分担金及び負担金 | | 1千円 |
| 第3項 補助金 | | 205,121千円 |
| 第4項 還付金 | | 1千円 |
| 第5項 長期前受金戻入益 | | 10,486千円 |
| 第6項 雑収益 | | 1,502千円 |
| 第3款 特別利益 | | 3千円 |
| 第1項 固定資産売却益 | | 1千円 |
| 第2項 過年度修正益 | | 1千円 |
| 第3項 その他特別利益 | | 1千円 |

支 出

| | |
|--------------|-----------------------|
| 第1款 営業費用 | 1 9 2, 7 8 1, 7 3 9千円 |
| 第1項 競馬開催費用 | 1 8 5, 5 3 5, 4 5 8千円 |
| 第2項 場間場外費用 | 6, 5 4 6, 3 6 3千円 |
| 第3項 一般管理費 | 3 0 7, 8 2 2千円 |
| 第4項 償却費 | 3 9 2, 0 9 6千円 |
| 第2款 営業外費用 | 9 3 8, 7 3 7千円 |
| 第1項 支払利息 | 1千円 |
| 第2項 株式配当金配分金 | 2 2 3, 3 7 6千円 |
| 第3項 公課費 | 4 8 2, 0 9 4千円 |
| 第4項 その他営業外費用 | 2 3 3, 2 6 6千円 |
| 第3款 特別損失 | 3 0, 4 9 2千円 |
| 第1項 固定資産除却損 | 3 0, 4 9 0千円 |
| 第2項 過年度修正費用 | 1千円 |
| 第3項 その他特別損失 | 1千円 |
| 第4款 予備費 | 1, 0 0 0, 0 0 0千円 |
| 第1項 予備費 | 1, 0 0 0, 0 0 0千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額965,160千円は、損益勘定留保資金698,759千円及び利益剰余金266,401千円で補てんするものとする）。

収 入

| | |
|--------------|----------------|
| 第1款 資本的収入 | 1 0 7, 7 5 3千円 |
| 第1項 補助金 | 1 0 7, 7 5 2千円 |
| 第2項 固定資産売却代金 | 1千円 |

支 出

| | |
|-----------|-------------------|
| 第1款 資本的支出 | 1, 0 7 2, 9 1 3千円 |
| 第1項 建設改良費 | 1, 0 7 2, 9 1 3千円 |

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当、退職給付引当金繰入額、賞与引当金繰入額、

法定福利費引当金繰入額及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費（報酬、給料、職員手当、退職給付引当金繰入額、賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額及び共済費） 1, 081, 472千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、106, 669千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

| | 種 類 | 名 称 | 数 量 |
|--------|------|---------------|-----|
| 取得する資産 | 土 地 | 住宅用地 | 1式 |
| | 什器備品 | 投票端末機 | 1式 |
| | 什器備品 | 投票端末新紙幣対応 | 1式 |
| | 什器備品 | キャッシュレス投票システム | 1式 |

令和5年2月17日 提出

特別区競馬組合管理者 武 井 雅 昭